

○高木委員長 ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

本日の委員会に、中村委員から欠席の届出があります。

ここで、無所属議員を委員外議員として出席を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高木委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○高木委員長 それでは、再開いたします。

1点目、令和5年第1回臨時会の運営について、(1)市長提出議案について、理事者から説明をお願いいたします。

○和田総務部長 令和5年第1回臨時市議会を4月11日開会ということで、昨日、招集告示をさせていただきましたので、議案につきまして御説明を申し上げます。

今回提出いたしました議案は、補正予算が1件、条例の制定が4件、報告案件が1件の合わせて6件でございます。

議案第1号、令和5年度一般会計補正予算につきましては、後ほど、総合政策部長から御説明をさせていただきます。

議案第2号から議案第5号までにつきましては、条例の制定でございます。

議案第2号及び議案第3号につきましては、いずれも地方税法の一部改正等に伴うものでございまして、議案第2号につきましては、個人市民税では、森林環境税の導入に伴う規定の整備等を、固定資産税では、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例として創設される長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する税額の減額措置に係る規定の整備を、軽自動車税では、特定小型原動機付自転車の区分の新設、自動車メーカー等の不正行為により生じた納付不足額を当該メーカー等から徴収する際に加算する割合の引上げ及び種別割の税率の特例、いわゆるグリーン化特例の適用期限を延長するほか、所要の規定を整備しようとするものでございます。議案第3号につきましては、引用条項を整備しようとするものでございます。

議案第4号及び議案第5号につきましては、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免に関わるものでございまして、議案第4号は、国民健康保険料について、議案第5号は、介護保険料について、令和3年度及び令和4年度相当分として、令和5年度に賦課する保険料を対象に減免を継続しようとするものでございます。

報告第1号につきましては、交通事故による損害賠償の額を定めることについてでございまして、整理番号1につきましては、8万960円を、整理番号2につきましては、26万8千945円を損害賠償の額として、本年3月24日にそれぞれ専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○熊谷総合政策部長 議案第1号の令和5年度旭川市一般会計補正予算につきまして、補正予算書に基づいて御説明申し上げます。

初めに、1ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億7千46万6千円を追加しようとするものでございます。その内容といたしましては、3ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、3款民生費では、子育て世帯生活支援特別給付金支給費で、4億6千733万4千円を追加し、4款衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策費など2事業で9千686万8千円を減額しようとするものでございます。これらの財源につきましては、2ページの歳入にお示しいたしておりますように、17款国庫支出金で4億3千485万9千円を追加し、18款道支出金で3千650万1千円、21款繰入金で2千789万2千円をそれぞれ減額しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○高木委員長 ただいま、理事者のほうから説明をいただきました。委員の皆さんから何か御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、審議方法について各会派及び無所属の皆さんに確認をしていきたいと思っております。本会議直接審議、もしくは特別委員会付託かということになります。

○菅原委員(自民会議) 本会議直接審議でお願いしたいと思います。

○品田委員(民主連合) 本会議直接審議でよろしいかと思っております。

○もんま委員(公明) 本会議直接審議でよろしいと思っております。

○石川委員(共産) 本会議直接審議で構わないと思っております。

○ひぐま委員(無党派G) 本会議直接審議でいいと思っております。

○のむらパターソン委員外議員(無所属) 本会議直接審議でよいと思っております。

○横山委員外議員(無所属) 本会議直接審議でよろしいと思っております。

○高木委員長 それでは、全会一致で本会議直接審議ということになりましたので、その形で確認をさせていただきます。

次に、(2)会期と日程についてであります。本会議直接審議ということになりましたので、4月11日の火曜日、1日としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高木委員長 続いて、2のその他に入っていきます。

まず1点目の、(1)旭川市議会委員会条例の一部改正に伴う分科会の組合せということで、第1回定例会において、委員会条例の一部を改正する条例の制定を議決しました。それに伴って、分科会の組合せについて確認をさせていただきたいと思っております。3月22日の代表者会議で確認をさせていただきましたが、令和5年5月2日以降における分科会の組合せについては、総務常任委員会と経済建設常任委員会を合わせた総務経済建設分科会という形で考えております。そして、民生常任委員会と子育て文教常任委員会を合わせて民生子育て文教分科会という形の組合せにしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高木委員長 それでは、そのような形として取り扱ってきたいと思います。

続いて、(2)議員の行政視察の派遣基準の一部改正についてということで、前回の議会運営委員会において、単独行政視察の報告書のホームページの公表等を決定したことに関わり、派遣基準

の変更が必要であるということで、本日、皆様に資料をお配りさせていただいております。新旧対照表であります。まず、調査報告書について、前回確認をいただきましたので、その旨を調査報告の(1)に書かせていただいております。調査報告書(様式2)ということで、14日以内に作成するという形です。そして(2)には、毎年4月末日までに、前年度の単独行政視察の報告書について、ホームページに掲載するという確認をさせていただきましたので、その旨をここに書かせていただいております。

以上が、改正の中身になりますが、このとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高木委員長 それでは、そのように確認をさせていただきます。

続いて、(3)新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。

第1回定例会中においては、これまでと同様の対応とさせていただきました。今臨時会でありませんが、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部で決定されたとおり、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本としたいと。そして、引き続き基本的な感染対策は行うとしながら、議場内のパーティションについても、今臨時会から撤去したいという形に考えております。そのとおり扱うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高木委員長 それでは、この臨時会から、そのような対応とさせていただきます。

次回の議会運営委員会は、4月10日月曜日、午前10時ということで口頭招集でございます。よろしくお願いいたします。

以上で、本日の議会運営委員会を散会いたします。

---

散会 午前10時11分